

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、コーポレートガバナンスが企業の持続的成長および価値の増大のために必要不可欠な企業統治と考えて、株主、顧客、地域社会および従業員等のステークホルダーに対する責任を全うすること、ならびに当社グループ全体の持続的な収益力向上と企業価値の最大化を実現することを目的として、コーポレートガバナンスの充実強化に取り組みます。当社グループは、コーポレートガバナンスの充実強化の取り組みにあたって、常に当社経営理念(\*以下参照)を念頭に置きながら、経営活動における効率的な意思決定と業務の執行、様々なステークホルダーの最適な権益バランスの充足、会社情報の適時適切な開示の確保などを基本的な方針として執り行います。

なお、当社は、コーポレートガバナンスの充実化に取り組むべく「株式会社クワザワ コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、当社ホームページに公開をいたします。

(<https://www.kuwazawa.co.jp/>)

(\*)株式会社クワザワのスローガン、経営理念、行動指針  
スローガン

「自分が燃えれば他人(ヒト)も燃える」

経営理念

- 一、社業を通じて地域社会の生活向上に貢献する。
- 一、お客様から強く信頼される会社となる。
- 一、利益ある成長を遂げる。
- 一、働きがいのある会社をつくる。
- 一、仕事を愛し、会社を愛する。

行動指針

- 一、お客様満足を全力で追及する。
- 一、創造的・革新的であり続ける。
- 一、社会の法令と社内のルールを遵守する。
- 一、人材育成に力を注ぐ。
- 一、上司は自ら率先垂範する。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、機関投資家および海外投資家の株主構成比率が相対的に低いために、現時点で議決権行使に関する電子プラットフォームの整備や株主総会招集通知の英訳は採用しておりません。今後は、機関投資家および海外投資家比率の構成推移に留意しつつ必要に応じて導入を検討いたします。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社の株主構成は、海外投資家比率が相対的に低い水準となっております。そのため、当社は、現時点では英語による情報の開示・提供は実施しておりません。今後、当社は、海外投資家の株主比率の推移を勘案しながら必要に応じて導入を検討いたします。

【補充原則4 - 2 - 1】

当社経営陣の報酬は、インセンティブ制度や自社株報酬制度は採用していないものの、業績に連動する体系になっております。報酬制度および具体的な報酬額は、指名・報酬委員会で審議を行うこととしております。取締役会では同委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行っており、客観性・透明性ある手続でなされています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

株式の政策保有にあたっては、取引先との関係強化等の総合的な観点から、当社の企業価値向上に資すると認められる株式を、限定的に保有することとします。当社グループとの取引状況や投資先企業の経営状況等を定期的に把握した上、資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めます。取締役会では、毎年、政策保有している上場株式について、保有によるメリット、リスク、資本コストとのバランス等を具体的に精査し、保有の適否を検証して、売却する銘柄を決定します。政策保有株式に係る議決権行使については、全ての議案内容を精査し、投資先企業において、株主価値を大きく毀損する行為がある、長期間にわたり業績が著しく悪化し回復の見込みがない、その他議案に賛成することに重大な疑義がある、のいずれかの項目に該当する議案には、会社提案・株主提案に関わらず、肯定的な議決権の行使を行いません。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

いわゆる関連当事者間の取引(当社と取締役や主要株主との取引)は、取引の合理性や取引条件の妥当性等について検証を行っております。また、当社グループは、取締役の競業取引および利益相反取引について、法令に従い取締役会の承認事項として「取締役会規則」に定めており、個別取引ごとに取締役会の事前承認および事後報告を要するものとしております。

【原則2-6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当等が運用機能に対するモニタリング等を通じて適切な活動を実施できるよう、必要な経験と資質を有する人材を配置し、積立金の適切な運用の環境整備に努めます。また、企業年金の受益者との間に利益相反が生じうる場合には、適切に管理できる体制で運営しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

( ) 会社の目指すところ(経営理念等)

当社は、本報告「1. 基本的な考え方」に記載の通り当社経営理念を定めております。また、当社ホームページでも公表しております。

(<https://www.kuwazawa.co.jp/about/philosophy/>)

( ) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を、本報告「1. 基本的な考え方」に記載いたしました。なお、当社ホームページに「株式会社クワザワ コーポレートガバナンスに関する基本方針」を公表しております。併せてご参照ください。

( ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

社内取締役報酬は、業績に連動する体系を採用しており企業価値の持続的向上を促すものとなっております。その個別の報酬は、職務内容、人物評価、業務実績等に加えて当事業年度の業績等を勘案して決定しています。なお、社外取締役の報酬は、その独立性および中立性の確保の観点重視して固定報酬のみとしています。また、取締役の報酬額や報酬水準、報酬制度を決定する際は、より透明性・公正性を高めるために、その構成委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議を行い、取締役会では同委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行います。

( ) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針を、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に開示しています。

( ) 上記( )を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社ホームページにも掲載される株主総会招集通知に、取締役・監査役の選解任・指名事由を開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会付議事項を取締役会規則で定めており、これに従い経営上の重要事項等を決定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任事由を株主総会招集通知、有価証券報告書に開示しております。独立社外取締役候補者については、会社法や証券取引所が定める基準に加えて、当社独自の基準を充足し、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方】

当社は、取締役を【原則3-1】に記載の方針・手続に基づき選任しております。当社取締役会は、取締役が事業に精通し専門性を有すると同時に、会社経営全般において適切な意思決定が出来るバランス感覚を具備していることなどを重視しております。なお、現時点で取締役会は、定款の定めにより10名以内の員数で構成しており、的確かつ迅速な意思決定のために適切な規模と考えております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

取締役および監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書などに開示されております。現在、全ての取締役および監査役は、当社における取締役・監査役の職務に注力することにつき特段支障はなく、その役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を十分に確保しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

2018年度に係る取締役会の実効性に関するアンケートを、取締役および監査役全員を対象として実施しました。当社の取締役会は、規模、開催頻度、審議内容、資料内容、取締役への対応等について問題なく、経営における適切な判断と監督を行う体制が構築されているとともに運営も適切であり、その実効性が良好に確保されていることを確認しました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任者を含む取締役・監査役に対して、法令、コーポレートガバナンス、事業戦略、財務状態その他の重要な経営事項に関する必要な知識習得の機会を提供しております。また、新たに社外役員に就任するものに対しては、事業戦略、財務状態その他の事項に関して必要な説明を行う等、その役割・責務を適切に果たすために十分なトレーニングの機会を提供することにしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

当社は、経営戦略や経営計画の策定・公表にあたっては、資本コストを的確に把握した上で、売上高、営業利益などの目標値を、定時株主総会、証券取引所主催のIRなどを通じて説明しております。その際には、経営資源の配分等に関し、具体的な内容について、分かりやすい言葉・論理で明確に説明するように努めています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称         | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|----------------|-----------|-------|
| 太平洋セメント株式会社    | 2,900,810 | 19.28 |
| 桑澤商事株式会社       | 1,394,836 | 9.27  |
| 桑澤 嘉英          | 497,510   | 3.31  |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 483,166   | 3.21  |
| 吉野石膏株式会社       | 402,714   | 2.68  |
| クワザワ従業員持株会     | 384,474   | 2.56  |
| 上田八木短資株式会社     | 363,200   | 2.41  |
| 株式会社LIXIL      | 339,712   | 2.26  |

|           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 株式会社北海道銀行 | 324,014 | 2.15 |
| 株式会社北洋銀行  | 310,382 | 2.06 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 |    |
| 親会社の有無          | なし |

補足説明 **更新**

1. 大株主の状況は2019年3月31日現在のものです。
2. 割合については、自己株式を控除して算出しております。
3. 当社は自己株式を1,652,214株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
4. 当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

### 3. 企業属性

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 <b>更新</b> | 東京 第一部、札幌 既存市場  |
| 決算期                   | 3月              |
| 業種                    | 卸売業             |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数   | 1000人以上         |
| 直前事業年度における(連結)売上高     | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数     | 10社以上50社未満      |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 10名    |
| 定款上の取締役の任期             | 1年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |  |  |
| 山下 信行 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
| 佐藤 博志 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                    | 選任の理由   |
|-------|------|---------------------------------|---|
| 山下 信行 |      | 株式会社百景園の取締役顧問で、独立役員であります。       | 非常勤であります。経営者としての知識と経験は豊富であり、社外取締役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。なお、当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。  |
| 佐藤 博志 |      | 太田・小幡総合法律事務所の企業支援部長で、独立役員であります。 | 非常勤であります。金融業界および法律業界の経験またその経験を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制が強化できると判断し、選任しております。当社と取引関係のある株式会社北海道銀行に務められておりました。なお、当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

|                      | 委員会の名称   | 全委員(名) | 常勤委員<br>(名) | 社内取締役<br>(名) | 社外取締役<br>(名) | 社外有識者<br>(名) | その他(名) | 委員長(議<br>長) |
|----------------------|----------|--------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|-------------|
| 指名委員会に相当<br>する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 3      | 0           | 1            | 2            | 0            | 0      | 社内取<br>締役   |
| 報酬委員会に相当<br>する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 3      | 0           | 1            | 2            | 0            | 0      | 社内取<br>締役   |

補足説明 更新

2018年12月に、指名・報酬委員会を設置しております(事務局:総務部)。

構成:独立社外取締役2名、社内取締役1名(委員長)

目的:取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役の選任・解任、取締役の報酬に関する事項、最高経営責任者等の後継者計画(育成を含む)、その他経営上の重要事項で取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会に対して意見具申する。

当委員会は、2019年3月期に1回開催し、委員長の選定、職務代行者の決定を行いました。2020年3月期は、現在までに2回開催し、取締役の選任および取締役の報酬について審議し、審議内容・結果を取締役会へ報告・具申しております。

**【監査役関係】**

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 5名     |
| 監査役の数      | 4名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画および監査方針の説明を受けるほか、監査の実施状況、監査結果等について意見交換を実施しております。監査役および内部監査部門は、内部監査の結果や内部統制の状況等に関して定期的に意見交換を行っております。また、内部監査部門は、会計監査人と連携して業務を遂行しております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の数                | 3名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

会社との関係(1) 更新

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 伊藤 裕康 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 山本 賢正 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 吉田 泰治 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明  | 選任の理由   |
|-------|------|---|---|
| 伊藤 裕康 |      | 北第百通信電気株式会社の取締役会長で、独立役員であります。                                       | 非常勤であります。経営者としての知識と経験は豊富であり、社外監査役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。<br>なお、当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。          |
| 山本 賢正 |      | 独立役員であります。  | 非常勤であります。長年にわたり監査業務に従事し、企業内部監査への造詣が深く、適切な監査を実施していただけるものと判断し、選任しております。<br>なお、当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 吉田 泰治 |      | 当社の主要事業分野である建設資材分野で、セメントメーカーとして事業展開されている太平洋セメント株式会社の北海道支店業務部長であります。 | 非常勤であります。監査業務に関する知識と経験は豊富であり、社外監査役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。   |

**【独立役員関係】**

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 4名 |
|---------|----|

その他独立役員に関する事項

**【インセンティブ関係】**

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | その他 |
|---------------------------|-----|

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動型報酬制度やストックオプション制度は導入しておりませんが、業績を勘案して実施しております。

|                 |  |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 |  |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

**【取締役報酬関係】**

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

当社には、連結報酬等(当社の役員としての報酬等および主要な連結子会社の役員としての報酬等)の総額が1億円以上の役員がいないため、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

担当取締役および取締役会事務局が、取締役会開催前に議案を事前配布し必要に応じて事前説明を行うとともに、会議後の議事録確認を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 業務執行・監査の状況

当社は、執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の役割分担を明確化し、迅速かつ効率的な経営を行っております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて随時開催し、重要な業務執行に関する事項の決定等を機動的に行っております。

業務執行機能については、経営会議を月1回以上開催し、取締役会決議事項の事前審議を行うほか、業務執行会議を2ヶ月に1回以上開催し、取締役または担当執行役員が担当部門の営業状況報告を行っております。

グループ会社については、関係会社責任者会議を年2回開催し、子会社の代表取締役等が業務執行状況等について報告しております。

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成され、監査役監査基準、監査方針および監査計画に従い、監査業務を行っております。監査役は、取締役会をはじめ関係会社責任者会議などの重要会議へ出席するほか、稟議書の閲覧、子会社等の監査を実施しており、取締役の職務執行状況を十分に監査できる状況となっています。

さらに、取締役の指名・報酬に係る取締役会の適正な経営判断や説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置しております。

### 2. 会計監査の状況

当社の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人であります。2018年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員 下田 琢磨 EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 板垣 博靖 EY新日本有限責任監査法人

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 12名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

### 3. コーポレートガバナンスの充実に向けた取組みに関する事項

#### (1) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムに関しては、「内部統制システム構築の基本方針」に則り、内部統制システムの整備を行っております。また、取締役会において、年1回、本基本方針の整備状況について報告を行い、必要に応じて見直しております。

#### (2) リスク管理体制の整備状況

当社グループのリスク管理体制強化のため、代表取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する体制整備および運用状況を評価し、その有効性を高めております。

### 4. 監査役の機能強化に向けた取組状況

当社の監査役は、中立・公平な立場を保持できるように、3名の社外監査役を含めた4名の監査役を選任しております。監査役は、会計監査人および内部監査室3名と密接な連携がとれるよう、必要に応じて報告会を開催し報告書を作成するなど、監査の充実に図っております。

### 5. 社外取締役に係る事項

当社の取締役は、経営判断の客観性、適正性を維持するために、社外取締役2名を選任しております。ともに優れた見識と豊富な経験を持つ社外取締役に、取締役会において客観的かつ適正な判断が行われるために必要と考え選任しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社の形態の下、経営における監督機能、執行機能及び監査機能を明確にし、コーポレートガバナンス体制の強化に努めております。また、社外取締役の選任と併せて指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性向上と取締役会の監督強化を図っております。以上より、当社は、現状のコーポレートガバナンス体制が有効に機能していると判断していることから、現行体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|  | 補足説明   |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 当社は、株主が十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の発送日以前に株主総会招集通知の内容を当社ホームページで公表いたします。                                  |
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 当社は、株主総会招集通知の発送日以前に株主総会招集通知の内容を当社ホームページで公表することにより、株主総会の議案に係る株主の検討期間を考慮し、株主総会関連日程を全体として適切に設定するよう努めます。 |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | インターネットによる議決権行使を可能にしています。  |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 当社は、機関投資家の株主構成比率が相対的に低いために、現時点で議決権行使に関する電子プラットフォームは採用しておりません。今後は、機関投資家比率の構成推移に留意しつつ必要に応じて導入を検討いたします。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供                              | 当社は、海外投資家の株主構成比率が相対的に低いために、現時点で株主招集通知の英訳は採用しておりません。今後は、海外投資家比率の構成推移に留意しつつ必要に応じて導入を検討いたします。           |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明  | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、株主等のステークホルダーから信頼を得るために、法令等に基づく適切な情報開示を行うとともに、法令等に基づく開示情報以外にも、ステークホルダーにとって重要と判断される財務情報や経営戦略、リスク管理、ガバナンスに係る情報等(非財務情報も含む)を適時適切に提供しております。 |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 当社は、経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、証券取引所主催の個人投資家向け会社説明会等を通じて個人投資家との対話の場を設けております。  | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 今後の検討課題と考えております。  | なし            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 今後の検討課題と考えております。  | なし            |
| IR資料のホームページ掲載           | 自社ホームページにて決算短信・有価証券報告書を適時掲載しております。  |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 経営企画部を中心に総務部・経理部にて事務局を編成し、分担して対応しております。   |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明  |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を達成するために、株主をはじめとした様々なステークホルダーの立場に考慮することを規定しております。                             |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 当社は、事業活動を通じてサステナビリティへ対応しております。その一環として、2020年に義務化される「改正省エネ基準」に関する提案を積極的に進めております。また、当社は、環境問題への取組みの一環として2014年度に当社所有地にメガソーラーを建設しております。 |

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、少数株主を含め株主、その保有する株式の持分に応じて実質的な平等が保たれるように扱うとともに、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行うことを規定しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は会社法、会社法施行規則および金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための内部統制システムの整備をすすめております。

#### 内部統制に関する基本的な考え方

当社は、以下に記載の経営理念および行動指針に従い、取締役、従業員に対し、法令および定款に適合して、誠実で倫理的な行動をとることを、求めています。こうした活動から健全な経営基盤や内部環境を整え、さらに内部統制システムを有効かつ効率的に整備、運用することにより、公正かつ適切な企業活動を通じ、社会的責任を果たすことを基本的な考え方としております。

#### 【経営理念】

- ・社業を通じて地域社会の生活向上に貢献する。
- ・お客様から強く信頼される会社となる。
- ・利益ある成長を遂げる。
- ・働きがいのある会社をつくる。
- ・仕事を愛し、会社を愛する。

#### 【行動指針】

- ・お客様満足を全力で追及する。
- ・創造的・革新的であり続ける。
- ・社会の法令と社内のルールを遵守する。
- ・人材育成に力を注ぐ。
- ・上司は自ら率先垂範する。

#### 内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」および「社会貢献」を柱とする、コンプライアンス規程と倫理規程を定め、法令を遵守し、高い倫理観を持って行動する。
- (2) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会または経営会議、業務執行会議等にて報告する。
- (3) 取締役会は取締役の職務執行を監督し、監査役は監査役監査基準、監査役会規則に基づき取締役および執行役員の職務執行を監査する。
- (4) 取締役会は、その職務執行を分掌する執行役員を選任し、社長が指揮・監督する。
- (5) 取締役および執行役員は、取締役会、経営会議等においてその職務の執行状況を適宜報告する。
- (6) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
- (7) 反社会的勢力との関係は法令違反にも繋がるものと認識し、反社会的勢力排除に関する規程に従い、その取引を断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
- (8) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査室長は内部監査規程に基づき監査を実施する。
- (9) 重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、法令違反等はコンプライアンス責任者を通して取締役会等に報告する。なお、弁護士その他第三者機関との情報の授受が必要な場合は総務部が行う。
- (10) コンプライアンス違反に対する通報体制として、内部通報制度および外部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存および管理する。
- (2) 前項に係る事務は総務部が所管し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について継続的な改善を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する体制を整備するために、クワザワグループリスク管理基本方針およびリスク管理規程を定める。
- (2) グループ内リスク管理体制強化のため、リスク管理委員会を設置し、社長が委員長となって経営企画部に事務局を置き、各委員は、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、経理規程、関係会社管理規程、規程管理規程等に照らし、グループにおけるリスク管理に関する体制の整備および運用状況を評価・分析し、必要に応じてマニュアルを作成するなどして、その有効性を高める。
- (3) 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、当社グループの損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合、遅滞なく取締役会または経営会議、業務執行会議、リスク管理委員会等に報告し、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。また、必要ある場合、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めたチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大防止体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要案件については、経営会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。
- (2) 取締役の業務執行については、取締役会規則、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、それぞれの責任者およびその責任、執行手続等について定めることとする。
- (3) 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続き等の簡略化に努め、必要あるときは関連本部等から助言を得る。
- (4) 経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を整合化することにより責任を明確にし、業務執行の意思決定の迅速化を図り、経営体制を強化するため執行役員制度を導入する。
- (5) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社グループは、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等を定め、子会社が重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合は、遅滞なく当社へ報告する。
- (2) 子会社は、関係会社管理規程に定める承認事項および報告事項に関して当社に報告し、企業集団全体に関する会議にも参加する。

#### 6. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループは、クワザワグループリスク管理基本方針およびリスク管理規程等を定め、グループ内リスク管理体制強化のためにリスク管理委員会を設置し、グループにおけるリスク管理に関する体制の整備および運用状況を評価・分析し、その有効性を高める。

(2) 子会社は、会社の財務状況の把握に努め、取締役会や経営会議等において損益状況を報告し、損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、速やかに当社に報告する。

#### 7. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、子会社が効率的な業務執行を行うために必要な支援を行うとともに、事業運営に関する重要事項について経営企画部が事務局となり情報交換および適切な指導を行う。

(2) 子会社は、業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続き等の簡略化に努め、必要な場合は当社より助言を得る。また、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

#### 8. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 子会社は、コンプライアンス規程および倫理規程等を定めるとともに、コンプライアンス管理責任者を配置し、業務の適正の確保に努める。

(2) 子会社の取締役等および使用人のコンプライアンス違反に対する通報体制として、内部通報制度および外部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。

(3) 内部監査室長は、内部監査規程に基づき子会社を定期的に監査し、その結果を社長に報告する。

#### 9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるが、その場合、当該監査役補助者は業務の執行に係る他の職務を兼務してはならない。

#### 10. 前条の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者には必要な知識・能力を備えた者を任命する。また、当該監査役補助者に対する指揮命令権限は監査役に属し、異動は監査役の了解を得るものとする。

#### 11. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 監査役は、監査役監査基準に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役、執行役員および使用人に対しその説明を求めることができる。

(2) 取締役および使用人は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく監査役へ報告する。

#### 12. 子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

(1) 監査役は、子会社の取締役等が出席するグループ全体の会議に出席するとともに、必要があれば子会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 子会社において重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査役へ報告する。

#### 13. 前2条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者は、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない。監査役は、不利な取扱いの事実を発見した場合、取締役会に是正を求める。

#### 14. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な場合、費用の前払、支出済費用の償還、債務の支払を会社に対して請求することができる。会社は、職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き当該請求を拒否しない。

#### 15. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室長は、内部監査規程および監査役監査基準に基づき、内部監査の計画の立案および実施にあたって監査役と緊密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。

(2) 内部統制担当責任者は、取締役会において定め、監査役と緊密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。

(3) 監査役監査事務に不都合がある場合は、総務部においてこれを補助する。

#### 16. 財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。

(3) 内部統制担当責任者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議、業務執行会議に報告し、併せて監査役へ報告する。

(4) 前1項から3項に掲げる方針および手続等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係は、法令違反にも繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。また、反社会的勢力の対応は、コンプライアンス事務局となっている総務部が主管し、外部の専門機関と連携を図って対応しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ、買収防衛策は導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

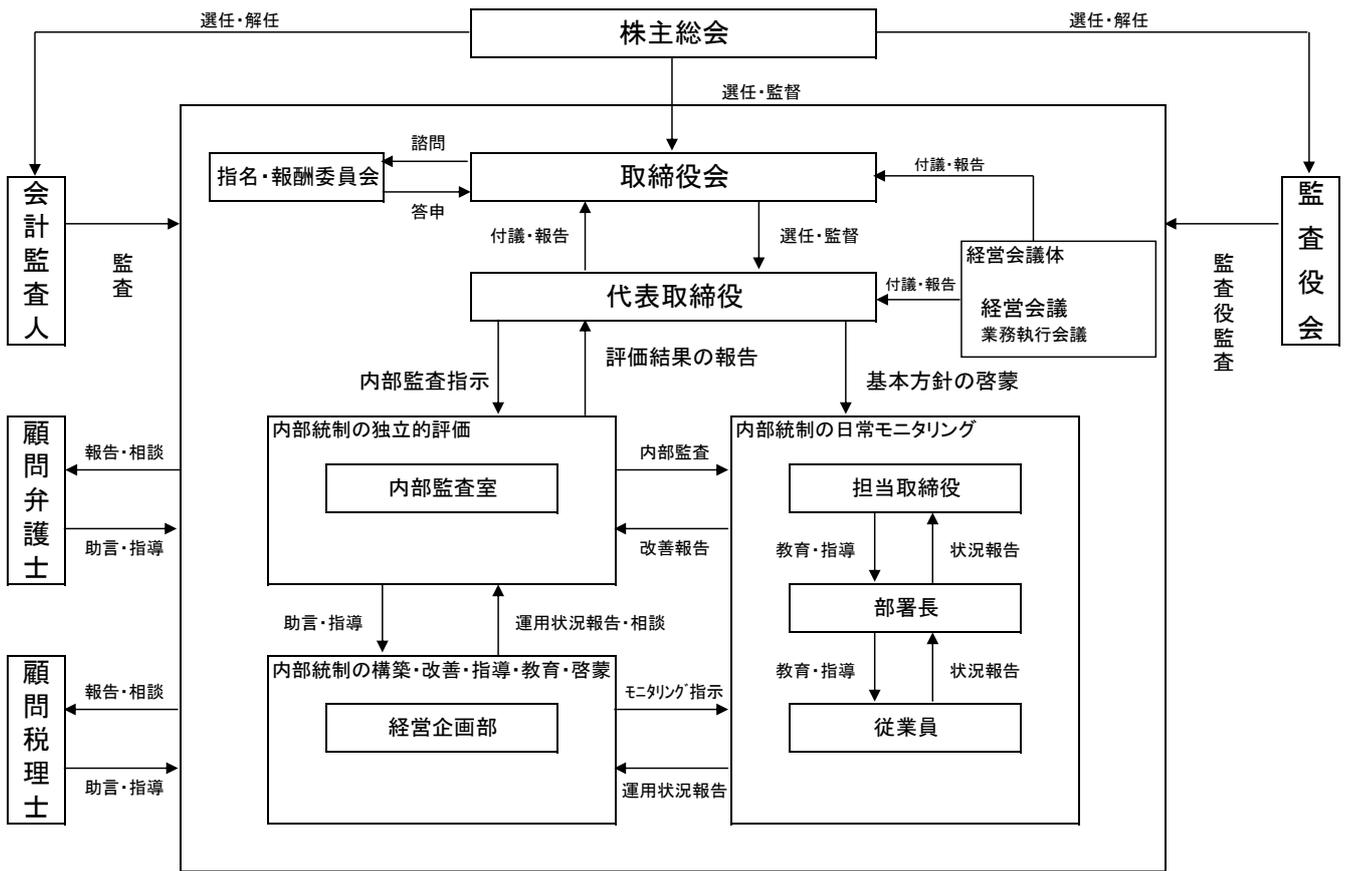
当社は、株主等のステークホルダーから信頼を得るために、法令等に基づく適切な情報開示を行うとともに、法令等に基づく開示情報以外にも、ステークホルダーにとって重要と思われる財務情報や経営戦略、リスク管理、ガバナンスに係る情報等(非財務情報も含む)を適時適切に提供いたします。

当社およびグループ会社からの適時開示に係る会社情報については総務部・経営企画部でとりまとめ、情報取扱責任者を中心として経営会議にて開示の必要性、内容等を検討いたします。

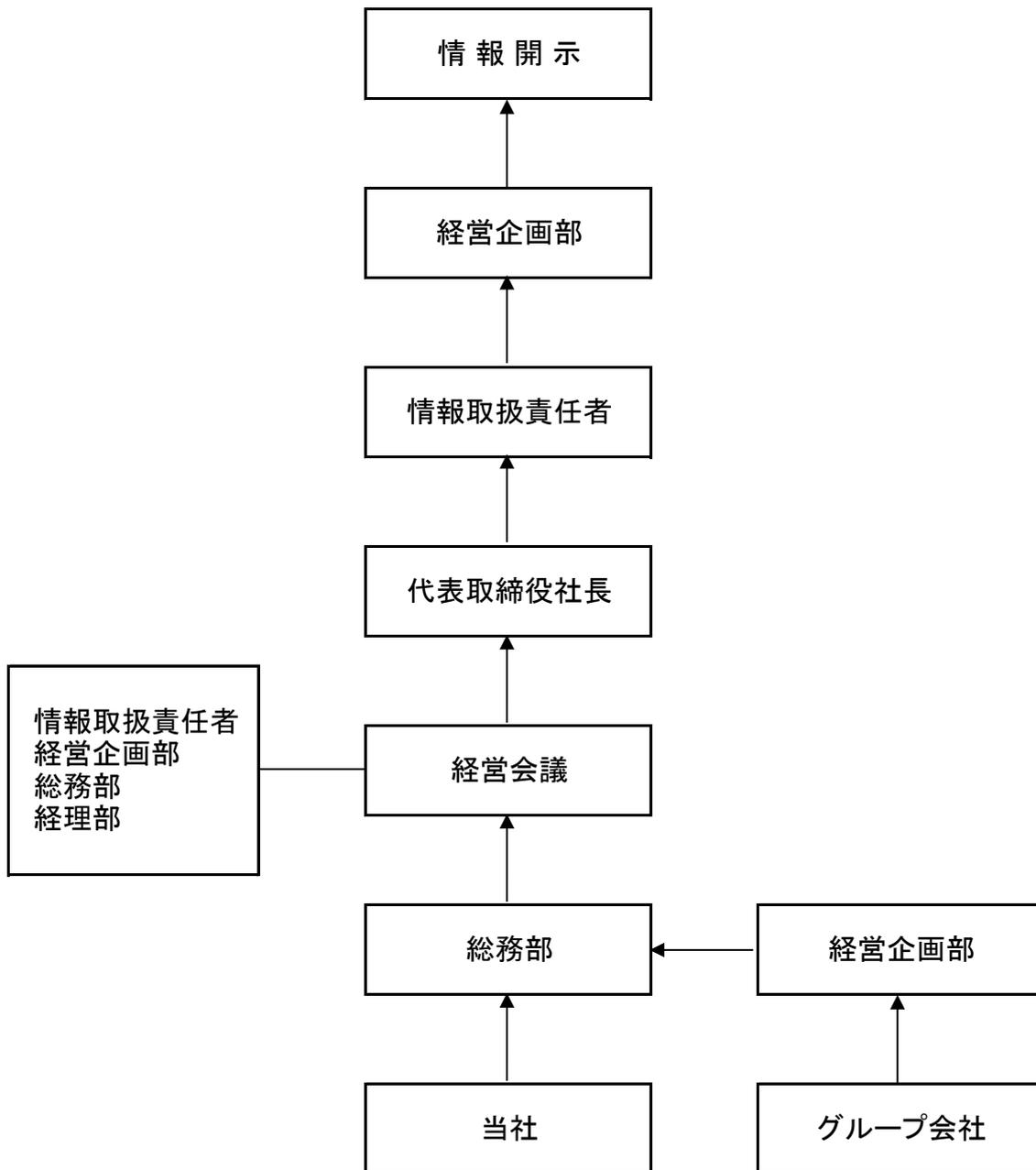
経営会議にて検討された内容は、代表取締役社長に付議され、承認を得たうえで、情報取扱責任者の指示により、経営企画部が情報開示の手続きを行います。

なお、開示すべき会社情報の正確性を確保するため、必要に応じて、監査法人、弁護士等に確認しております。

【参考資料: 模式図】



【参考資料:適時開示体制概要図】



\* 重要事実に関しては、担当部署が把握した情報について担当取締役が内容を検討・判断し、情報を開示いたします。